

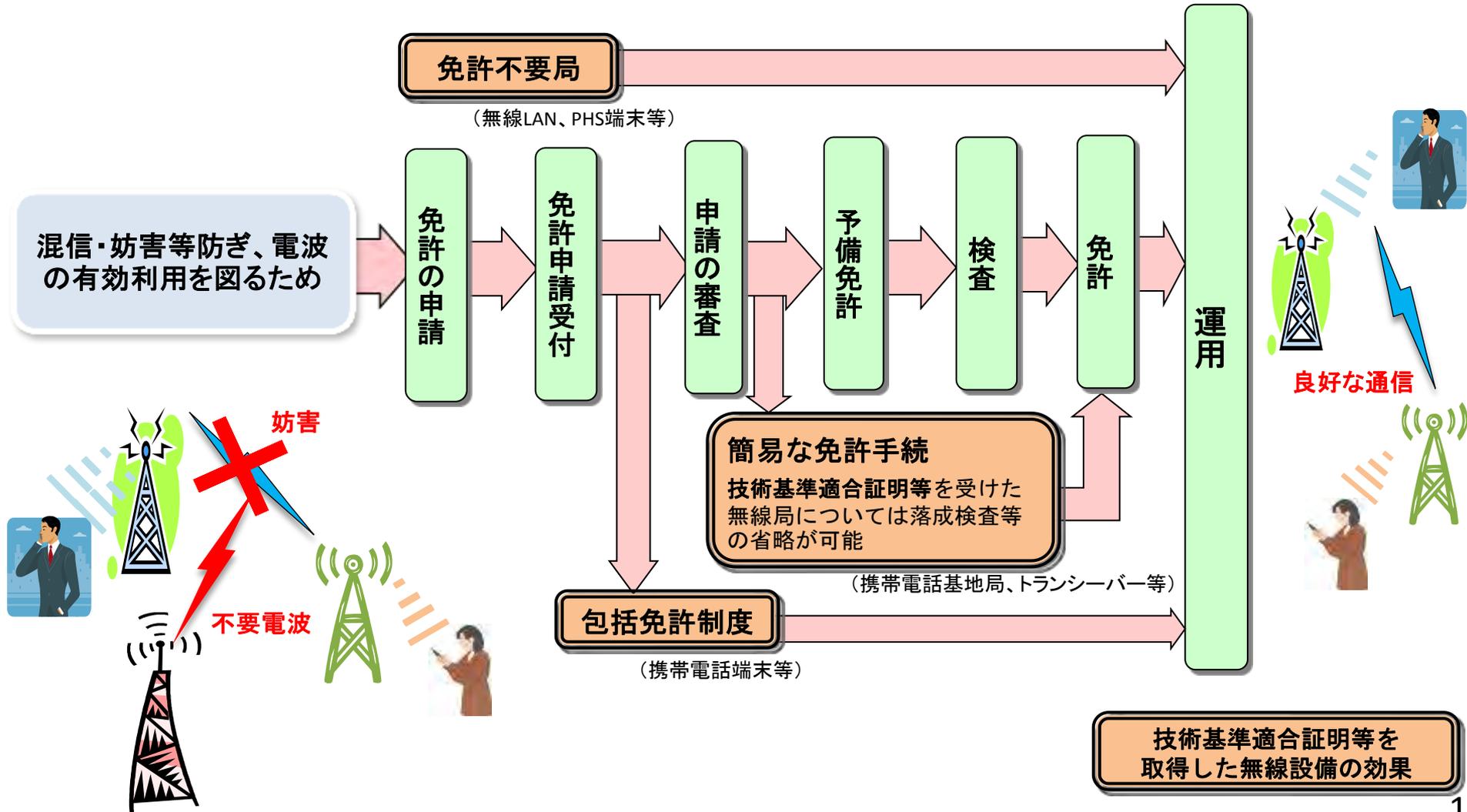
電波法における技術基準適合自己確認制度

平成24年1月20日

総務省

無線局免許(無線局の免許手続き)

電波を利用するためには、無線設備などを備えた無線局を開設することが必要となり、無線局を開設するためには、原則総務大臣の免許を受けることが必要。この際に、技術基準適合証明等を取得した無線設備の免許申請手続きについては、包括免許制度や免許手続きの簡略化といった迅速かつ効率的な処理が行えるようになっている。



電波法における基準認証制度の概要

技術基準適合証明（電波法第38条の6）

総務大臣の登録を受けた者（登録証明機関）等が、特定無線設備※について、電波法に定める技術基準に適合しているか否かについての判定を特定無線設備1台ごとに行う制度。

登録証明機関は、総務省令で定めるところにより、無線設備1台1台について試験（総務大臣が告示する試験方法又はこれと同等以上の方法（特性試験の試験方法による））等の審査を行った上で証明を行う。

工事設計認証（電波法第38条の24）

特定無線設備が技術基準に適合しているかどうかの判定について、その設計図（工事設計）及び製造等の取扱いの段階における品質管理方法（確認の方法）を対象として、登録証明機関が行う認証制度。

無線設備そのものではなく、工事設計を対象としており、実際の無線設備は認証後に製造される点が、技術基準適合証明と異なる。

技術基準適合自己確認（電波法第38条の33）

特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれの少ないもの（特別特定無線設備）の工事設計について、製造業者や輸入業者が一定の検証を行い、電波法に定める技術基準への適合性を自ら確認する制度。

自己確認は、工事設計が技術基準に適合するものであることに加え、その工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが、工事設計に合致することを確保することができることを認めるときに限り行うことができる。

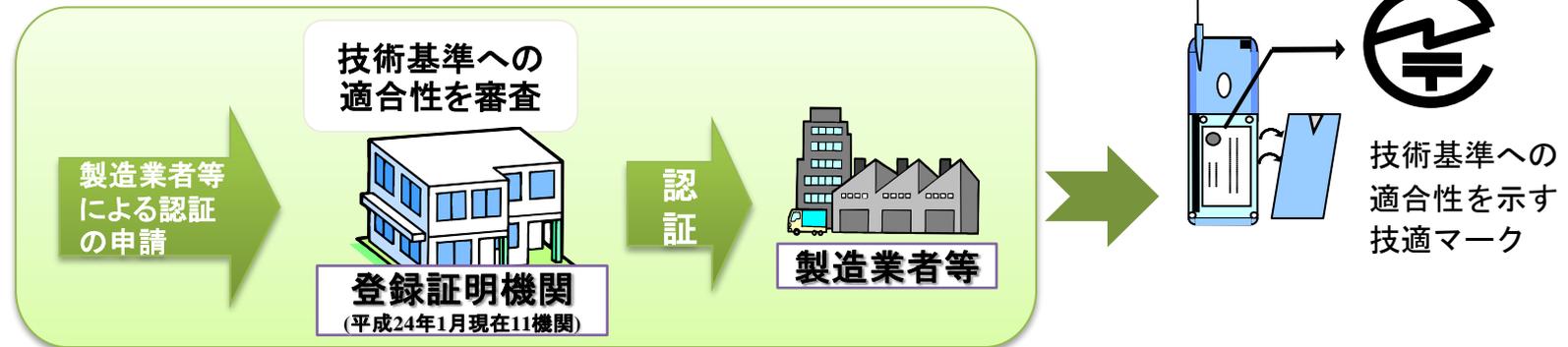
【特別特定無線設備：コードレス電話、デジタルコードレス電話、PHS陸上移動局、携帯無線通信用陸上移動局及び広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局の計25種別（証明規則第2条第2項）】

技術基準適合証明の流れ

・技術基準適合自己確認



・技術基準適合証明 ・工事設計認証



我が国と欧米との基準認証制度の比較（一般的な無線設備の場合）

国 又は 地域	各国制度		対象設備	試験の 実施主体	試験結果の 評価又は認証 [実施主体]	認証等のマーク	評価機関等 の関与	販売・ 流通規制
欧州 CE	自己宣言	内部生産管理	欧州規格の存在する 無線設備※1	自己 (第三者試験も可)	評価 [NB]	CEマーク +ID	要※2	有
		技術構成ファイル	欧州規格の存在しない 無線設備				要	
		完全品質保証	全ての無線設備※1	NB (品質 システムの 点検も含む)				
米国 FCC	自己確認	適合宣言	受信設備 (電波を発射するものは対象外)	自己 (第三者試験も可)	—	FCCマーク	任意	有
	認証	民間認証	FCCに許可された無線設備 (例:普及技術)※1	認定試験所 又は TCB	認証 [TCB]	FCC IDのみ	要	
		政府認証	全ての無線設備 (例:新技術設備等)	FCC	認証 [FCC]			
日本 ㊞	自己確認	技術基準適合 自己確認	特別特定無線設備 (特定無線設備のうち25種※3)	自己 (第三者試験も可)	—	技適マーク +ID	任意	無
	認証	技術基準適合証明	特定無線設備※1 (小規模無線局無線設備158種※3)	登録証明機関 (自己もしくは 第三者試験も可)	認証 [登録証明機関]	技適マーク +ID	要	
		工事設計認証						

※1: 無線LAN、Bluetoothを含む無線設備

※2: NBの関与しない自己宣言も選択可能(その場合は「CEマーク」のみ)

※3: 特別特定無線設備及び特定無線設備は平成23年10月25日現在の数

FCC: Federal Communications Commission (米国連邦通信委員会)

TCB: Telecommunications Certification Body (米国における適合性評価を行う民間機関)

NB: Notified Body (欧州における適合性評価を行う民間機関)

登録証明機関: 電波法に基づく適合性評価を行う民間機関

技術基準適合自己確認制度の対象範囲について

現状

電波法
第38条の33

無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれの少ないもの

対象設備

特定無線設備の技術
基準適合証明等に関
する規則 第2条第2項

電気通信事業用回線に接続される「無線通信端末」を対象
(家庭内等で限定的に使用される端末や、電気通信事業者の携帯電話基地局に制御される端末)

- ・コードレス電話(アナログ及びデジタル)
- ・PHS陸上移動局
- ・携帯無線通信用陸上移動局、
- ・広帯域移動無線アクセスシステム用陸上移動局 等

計25種別

対象範囲の考え方

- ・混信その他の妨害を与えた場合、迅速に追跡し発射停止可能か。
- ・不適合設備の影響を排除するためのコスト増をどのように負担するのか。
- ・技術的条件や人体への影響に関して、不適合な設備の流通が拡大するおそれはないか。
- ・既に広く流通してしまった設備を適切に措置可能か。